

JASSO 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー2018

# 成年年齢引下げと消費者教育

横浜国立大学名誉教授  
西村隆男

# 若年者の被害事例①

## (事例 1)

友人から「投資に興味はないか」と誘われ、友人に連れられて喫茶店で友人の知り合いらしい学生と会う。その学生は資産運用で成功しているという。勢いもあり、運用実績も示されて信用できる人物と思った。興味があれば友人を介して連絡をして欲しいと言われ、友人と同様に学生ローンを組んで契約。投資の教科書のようなUSB教材を受け取る。

その後ミーティングやセミナーへも参加、さらに友人紹介で数万円の収入も得た。2年ほどたち、損も出たのでやめた。

消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」（2018年8月）より

## 若年者の被害事例②

(事例 2)

同じクラスの友人から「エステ体験にいかない？」とメールで誘いを受けた。就活も控えていたので、興味を持った。スタッフから「学生で申し込むと社会人になっても学割がきく」と勧められ契約。

契約に不審は感じなかったが、社会人になって契約切り替えで、学割プランの継続はなくなると告げられ、そのかわり友人紹介でキャッシュバックがあると言われた。その後、友人勧誘を執拗に迫られ、また、美顔器の購入も勧められ購入した。

消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」（2018年8月）より

# 若年者の被害事例③

## (事例 3)

教室に資格予備校の担当者が突然やって来て「建築士資格に興味があれば説明したい」と勧誘。

講座受講者の合格率が9割を超えると説明を受け、内定先の企業と提携があり、支払い額が安くなると聞いた。帰省先へも直接訪ねて来て、全国に学校を持つからどこでも受講できると聞かされ、結局クレジット契約により163万円の契約をした。

1年後に解約を申し出たが、70万円の請求を受けた。

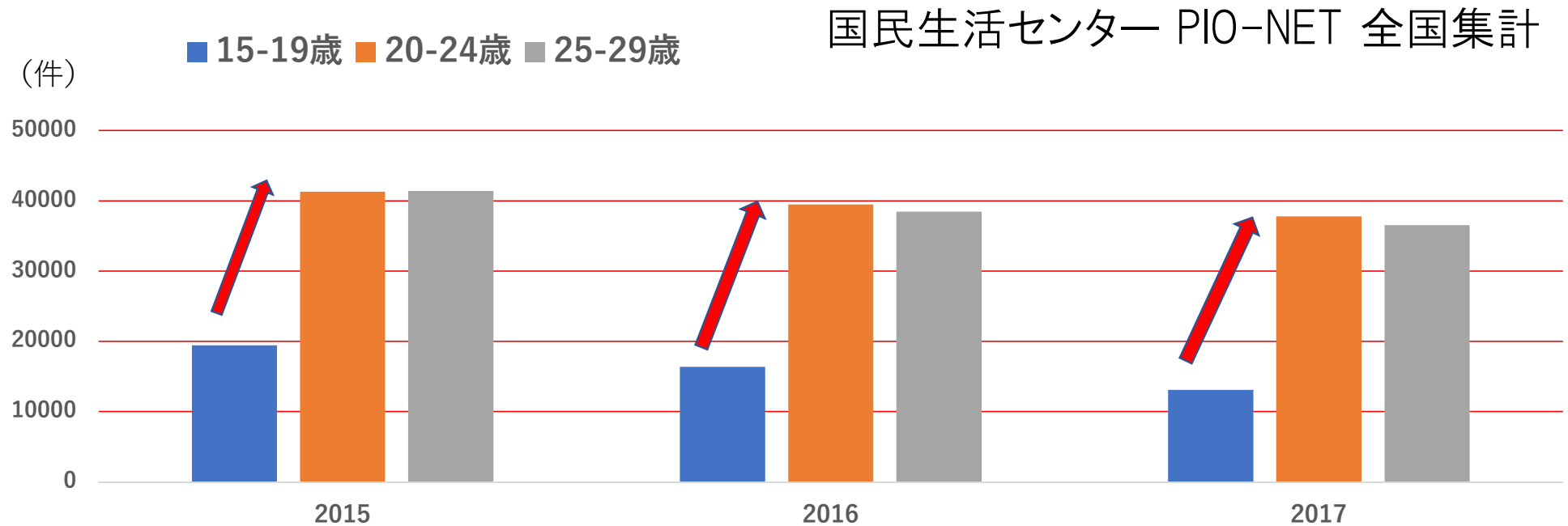
独立行政法人国民生活センターHP「相談事例と解決結果 若者に多い相談」より

# 若年消費者調査から

実施主体	消費者庁
対 象	18歳～29歳 11,238名（男性26.5% 女性73.5%）
調査方法	インターネット調査
調査時期	2018年2月
調査名称	若年者の消費者被害の心理的要因からの分析調査

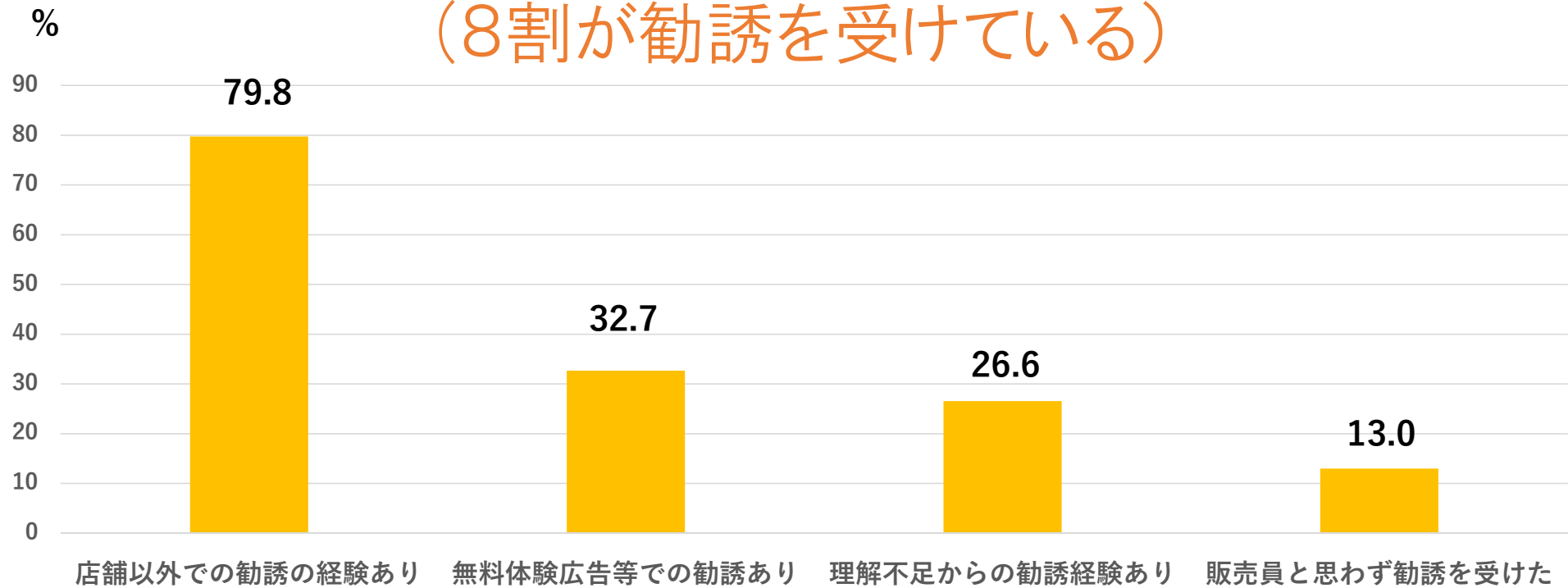
# ① 契約当事者年齢と相談件数

(成人に達すると急激にトラブルに遭う)



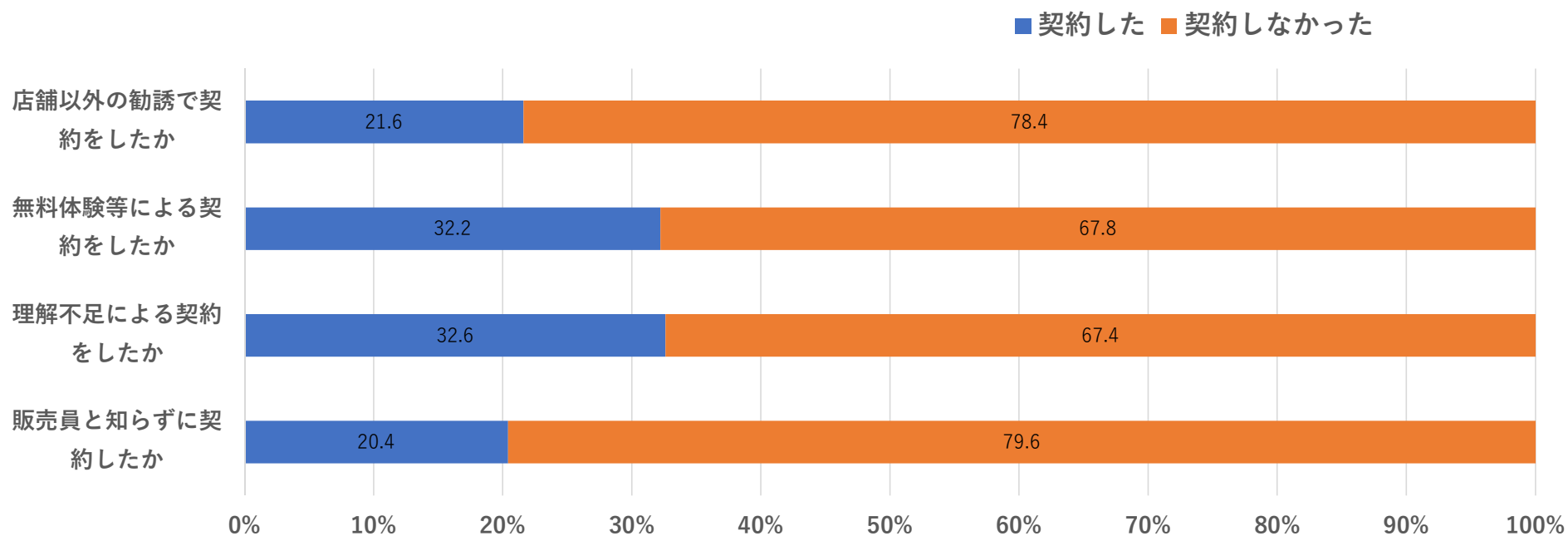
消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」(2018年8月)より

## ②勧誘を受けた経験 (8割が勧誘を受けている)



消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」(2018年8月)より

### ③契約した割合、しなかった割合 (約1／3が契約をしている)



消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」(2018年8月)より

©NISHIMURA Takao (YNU2018)



## ④勧誘の内容

---

- 無料で（とても安い値段で）～するが、どうか 29.4%
- 美容に興味はないか 20.5
- いい副業がある 5.4
- 就職に不安はないか 4.9
- いいもうけ話がある 3.6
- 投資に興味はないか 3.3
- 資格に興味はないか 1.6

消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」（2018年8月）より

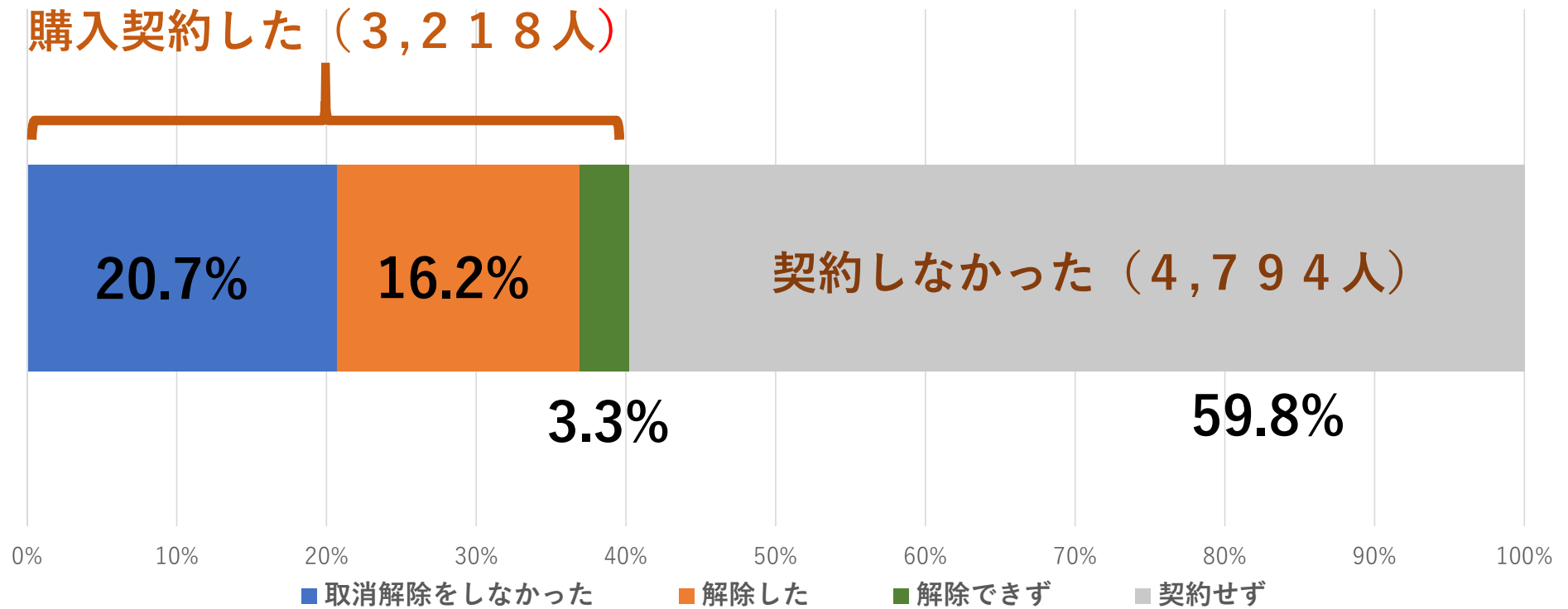
## ⑤声を掛けてきた人の印象 (4割は好印象を受けている)

---

- とても好印象だった 9.1%
- どちらかといえば好印象だった 34.0
- どちらともいえない 32.3
- どちらかといえば印象が悪かった 14.8

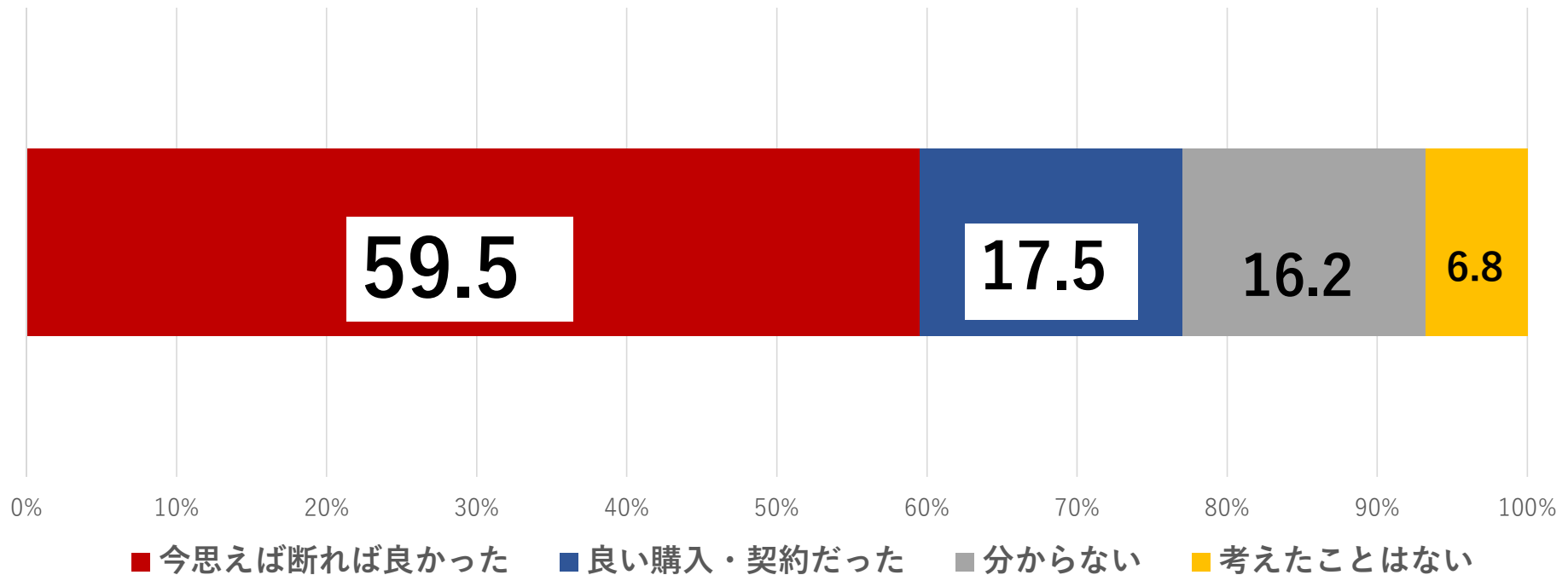
消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」(2018年8月)より

## ⑥購入・契約したかどうか



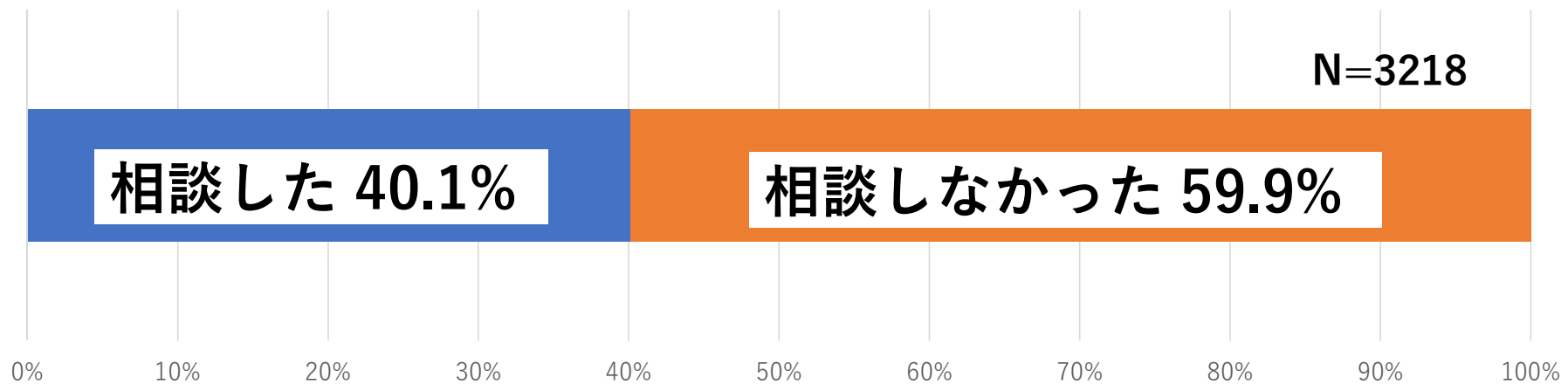
消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」（2018年8月）より

## ⑦購入・契約についてどう思うか



消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」（2018年8月）より

## ⑧ 契約の後、相談したかどうか



親	46.9 %	SNS, 掲示板など知らない人	4.1 %
友人	34.5	弁護士・司法書士など	3.8
消費生活センター等	23.7	警察	2.9
親以外の家族	15.9	先生	2.8
		大学生協など大学の窓口	2.0

消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」（2018年8月）より

# 悩みや不安の有無と購入・契約の関係

- 容姿や能力に関するコンプレックスを抱えていた
- 誰かを見返したい（評価されたい）と思っていた
- お金に困っていた
- 日常生活に刺激が欲しいと思っていた
- 人間関係（友人・恋人・家族など）に悩んでいた
- 就職活動や学業に不安を感じていた

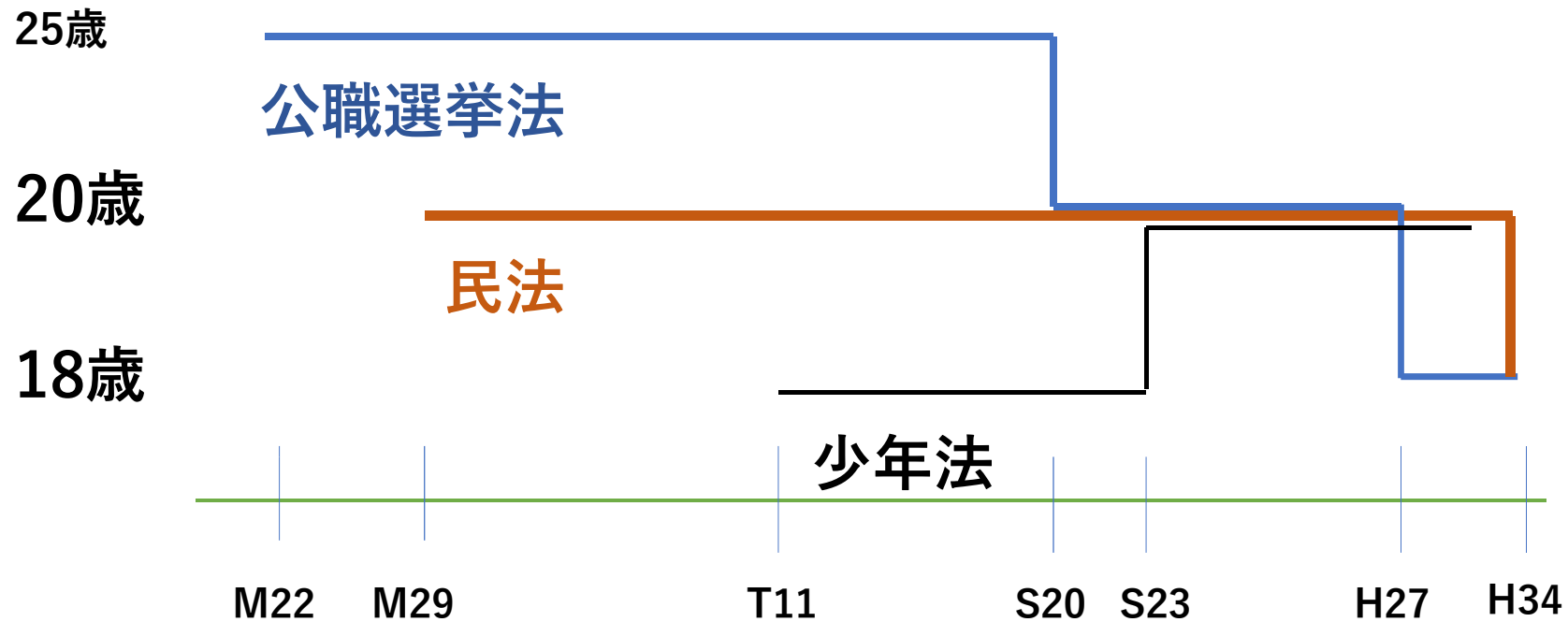
上記の認識を持つ人ほど購入・契約した割合が高かった

## 成年年齢引下げが可決（本年6月）

- **憲法改正手続き法（2007）** 国民投票手続きを規定  
（国民投票法） （18歳国民投票投票権）
- **改正公職選挙法（2015）** 18歳選挙権を規定\*
  - ➔参議院選挙（2016）
  - ➔衆議院選挙（2017）

（\*同時に**民法**、少年法の法制上必要な措置を講ずることを明記）
- **改正民法成立（2018）** 施行は2022年4月

# 選挙年齢・成人年齢の推移





# 政府のアクションプログラム

## 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」

(文科省・消費者庁・法務省・金融庁) 2018年7月改定

### 大学等における消費者教育の推進

- ・大学等と消費生活センターとの連携による消費者被害防止に関する情報提供、啓発（出前講座などの実施）
- ・大学における講義実施等を通じた金融知識の普及
- ・文科省「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の大学等への周知

# 政府のアクションプログラム（続）

## 教員の養成・研修

- ・教職課程における消費者教育の内容の充実
- ・教職課程における教員養成から現職教員研修等にわたる教育委員会との継続的な体制構築（教員育成協議会の活用）
- ・教員免許更新講習における消費者教育科目の充実（講座数の拡大と、必修化など）

## 専門家の活用（外部人材の活用）

消費者トラブルに詳しい専門家には、**消費生活専門相談員、弁護士、司法書士**らが存在する。（相談先は自治体の消費生活センターや消費者行政担当窓口）

# 消費者教育の重要性への認識

## 消費者教育の原点

賢い消費者 → 自立する消費者 → 行動する消費者  
(60年代)                      (80年代)                      (00年代)

**2012年 消費者教育推進法の成立**

**→ 消費者市民としての消費者**

# 消費者教育推進法

(目的)

- ①消費者と事業者との間の情報の質・量、交渉力の格差などに起因する消費者被害を防止する
- ②消費者が自らの利益の擁護・増進のため自主的・合理的に行動できるよう自立を支援する
- ③消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利である

(1条)



消費者教育の総合的な推進を国及び地方公共団体の責務とする  
(4、5条)

# 消費者教育の定義

「消費者教育とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深める教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう」（2条1項）



消費者教育

消費生活に関する知識や技能の習得

消費者市民としての意識形成と行動力の育成

+ これに準ずる啓発活動

# 消費者市民社会の定義

「消費者市民社会とは、消費者が個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう」 (2条2項)

将来世代を考慮した消費行動の不可避性

公正で持続可能な社会形成への参画

# 消費者市民としての消費者

## 社会へ影響力をあたえられる消費者（責任ある消費者へ）

**経済的市民** : 消費、非消費の選択を通じて市場に影響力を与える

**倫理的市民** : 地球環境、人権、社会貢献などを考慮し消費する

**政治的市民** : 企業や役所に自身の意見を投じ社会参加する

# 行動する消費者の育成が急務

## 批判的思考力を持った消費者の育成

CMや勧誘に踊らされる、物事を鵜呑みにする からの脱皮

## 社会への高い関心と自立心の養成

ネットに踊らされる、他人と同一行動をとる からの脱皮

## 責任ある消費者としての自覚と行動力の育成

おかしいと思うけど少額だから、面倒だから何もしない からの脱皮

**悪質商法や手口の紹介だけをしてあまり役立たない！！**



ご清聴ありがとうございました